

議案第33号

備前市三石財産区基金条例の一部を改正する条例の制定について

備前市三石財産区基金条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和5年2月20日提出

備前市長 吉 村 武 司

備前市条例第 号

備前市三石財産区基金条例の一部を改正する条例

備前市三石財産区基金条例(平成17年備前市条例第94号)の一部を次のように改正する。

第1条中「備前市三石財産区」の次に「(以下「財産区」という。)」を加え、「を管理する」を「の管理及び財産区の住民の福祉の増進を図る」に改める。

第2条を次のように改める。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、予算の定めるところによる。

第4条中「三石財産区特別会計歳入歳出予算」を「財産区に要する経費に充て、又は基金に繰り入れるものとし、その額は、毎年度予算」に改める。

第5条を次のように改める。

(処分)

第5条 基金は、次に掲げる経費に充てるときに限り処分することができる。

- (1) 財産区の財産を管理するために使用する経費
- (2) 財産区の住民の福祉を増進するための一般会計又は他の特別会計への繰入れに要する経費

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

議案第33号参考資料
備前市三石財産区基金条例新旧対照表

改正案	現行
<p>(設置)</p> <p>第1条 備前市三石財産区(以下「財産区」という。)の財産の管理及び財産区の住民の福祉の増進を図るため、三石財産区基金(以下「基金」という。)を設置する。</p> <p>(積立て)</p> <p>第2条 基金として積み立てる額は、予算の定めるところによる。</p> <p>(運用益金の整理)</p> <p>第4条 基金の運用から生ずる収益は、財産区に要する経費に充て、又は基金に繰り入れられるものとし、その額は、毎年度予算に計上して整理する。</p> <p>(処分)</p> <p>第5条 基金は、次に掲げる経費に充てるときに限り処分することができる。</p> <p>(1) 財産区の財産を管理するために使用する経費</p> <p>(2) 財産区の住民の福祉を増進するための一般会計又は他の特別会計への繰入れに要する経費</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 備前市三石財産区_____の財産を管理する_____ため、三石財産区基金(以下「基金」という。)を設置する。</p> <p>(積立て)</p> <p>第2条 基金として積み立てる額は、次に掲げる額の合計額とする。</p> <p>(1) 不動産の売却による収益</p> <p>(2) 土地の賃貸によつて生ずる収益</p> <p>(運用益金の整理)</p> <p>第4条 基金の運用から生ずる収益は、三石財産区特別会計歳入歳出予算_____に計上して整理する。</p> <p>(処分)</p> <p>第5条 この基金は、備前市三石財産区の財産を管理するために使用する_____場合に限り、処分することができる。</p>